

10月は里親月間です  
**里親になりませんか**  
 ～ご存知ですか？休日里親～

**里親制度とは？**

**1. 里親の役割**

里親とは、さまざまな事情により自分の家庭で生活することのできない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって、家庭に受け入れ育てる制度です。

**2. 里親の種類**

◇親族里親

親の死亡・行方不明などの事情により両親に代わって子どもの扶養義務者及び配偶者である親族（祖父母・きょうだい等）が養育する里親

○養育里親

親と一緒に生活できるようになるまで養育する里親  
**休日・長期休暇のうちで都合のよい日だけ預かることもできます。**  
 ※研修の受講が必要です  
 ※養育する子どもは原則18歳未満

◇養子縁組里親

養子縁組によって、養親となることを希望する里親

○専門里親

特に支援が必要と認められた児童を専門的な知識を持って養育する里親  
 ①虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども  
 ②非行等の問題を有する子ども  
 ③障がいのある子ども

**3. 里親の養育負担費**

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。  
 また、養育里親（含専門里親）には、里親手当等が支給されます。  
 ※養子縁組里親、親族里親には里親手当の支給はありません。

**4. 里親の要件等**

◎子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること。  
 ※詳細については、お問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

出雲児童相談所・出雲地区里親会  
 電話 0853-21-0007



**全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間**

松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、下記のとおりいつもより相談時間を延長して電話での相談に応じます。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方はどうぞ電話をかけてみてください。

相談は無料で秘密は守られますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

**相談ダイヤル 0570-070-810**

【期間】平成28年11月14日（月）～20日（日）

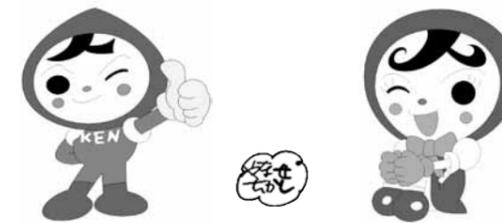
【時間】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時  
 土曜日、日曜日 午前10時～午後5時

※なお、この期間外でも随時相談に応じていますのでご利用ください。

松江地方法務局出雲支局 電話 0853-20-7732  
 平日 8時30分～17時15分

【相談員】法務局職員又は人権擁護委員

【問い合わせ先】町民課町民グループ 54-2510 有線31-5105



人権イメージキャラクター  
 人KENまもる君&人KENあゆみちゃん

**島根県地球温暖化防止活動推進員募集のお知らせ**

島根県では、地域で市町村等と一緒に地球温暖化防止の活動や、普及啓発をしていただく「島根県地球温暖化防止活動推進員（第8期）」を募集しています

●応募要件 次の要件すべてに該当する人

- ① 地球温暖化防止に向けた活動の推進に熱意と識見を有する人
- ② 県内に在住し、在学し、又は在勤する人
- ③ 市町村、市町村の地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県が行う施策に協力して、実行できる人

※現在、推進員として活動している方は別途意向確認を行います

●活動内容（例）

- ① 自らの地域で学習会などの活動を企画・実施する
- ② 市町村等が企画する学習会などで話をする
- ③ 市町村、地球温暖化防止活動推進センター、島根県等の普及啓発に協力する 等

●応募の締切 10月31日（月）

●問い合わせ先 島根県環境生活部環境政策課 低炭素・循環型社会推進スタッフ  
 電話 (0852) 22-6237

●応募用紙入手場所及び提出先

奥出雲町役場 仁多庁舎 町民課（電話54-2510 有線31-5105）  
 横田庁舎 税務課（電話52-2674 有線20-4102）